

生駒市市民自治検討委員会第1回地域コミュニティ部会会議録

<事務局>

時間が参りましたので、ただいまから生駒市市民自治検討委員会第1回地域コミュニティ部会を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の次第に基づき進めさせていただきたいと存じます。

先ず初めに、案件1の部会長の互選についてに入らせていただきます。

第3回の市民自治検討委員会で御協議いただきました設置要綱第7条第2項の規定に基づき、部会長を互選させていただきたいと存じます。

部会長の選出について、御意見等はございませんでしょうか。

それでは、中川委員長にお願いしたいと思います。

中川部会長にはお世話をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで中川部会長から一言ごあいさつを賜りたいと存じます。

中川部会長、よろしく願いいたします。

<中川部会長挨拶>

全体会のお世話をさせていただいておりますので、部会長は私以外の人をお願いしたかったのですが、面倒を見てくださいますということであれば、一生懸命させていただきます。何分、作業が広範囲にわたる部会でありますので、皆さんの忌憚のないご意見をいただきながら、生駒市らしい中味の備わったものにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

< 事務局 >

ありがとうございました。それでは、これより案件の進行につきましては部会長にお願いしたいと思います。

< 部会長 >

それでは、当部会の検討事項であります。まちづくり参画の権利について、まちづくりに関する自治体の責務について、まちづくりに関する住民の責務について、参画の原則について、この4つをご検討いただくことになっております。それにつきまして、参考となる先進的な各自治体の案文が資料として配られております。検討事項ごとに、時間を効率的に使って協議していきたいと思っております。それを基にして、生駒市としての基本構想というか条文につながる原文というか、原文に従って条例を作ってください、というところまで運んでいきたいと思っております。

< 事務局 >

それでは、案件2の当部会の検討事項について御説明いたします。

配付いたしております当部会の検討事項についてという2枚もののペーパーと各部会検討事項という一覧表をお願いいたします。

本日以降の部会におきましては、6月8日の第4回検討委員会で御協議いただきました各部会の検討事項を順次検討願いたいと考えております。

地域コミュニティ部会の検討事項といたしましては、参画権利分野のまちづくり参画の権利から、住民投票分野の住民投票要件までの15項目となっており、第1回目の本日は、次第にございまして、(1)のまちづくり参画の権利、(2)のまちづくりに関する自治体の責務、(3)のまちづくりに関する住民の責務、(4)の参画の原則の4項目を検討願うことといたしました。

なお、6月8日の検討委員会でお示しいたしました、この一覧表におきましては、地域コミュニティ部会の下段にございます住民投票に係る2項目が調査部会の検討項目となっておりますが、委員会終了後の幹事会におきまして、各部会のバランス等を考慮して、この一覧表のとおりとすること、さらに、部会の検討状況によっては、このように部会の検討事項の変更があり得る旨の決定がなされましたので、よろしく御了承の程お願い申し上げます。

また、1月23日の第3回検討委員会の案件4の今後の予定についての資料で市民自治基本構想策定フロー図を御確認いただきましたが、本年度におきましては、来年度での条例化を念頭に置きつつ、条例に規定する項目、いわゆる見出し部分に当たる項目につきまして、ただいま御説明いたしましたとおり、テーマごとに設けております各部会の検討事項として、それぞれの項目における生駒市としての考え方を整理願ひ、それを来年度に予定いたしております条例化に際しましての骨格となります市民自治基本構想としてとりまとめることを幹事会にて了承いただいておりますので、この点につきましても御理解、御了承賜りますようお願いいたします。

それでは、事前送付いたしております生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第1回）検討資料をお願いいたします。

検討に当たりましては、それぞれの項目ごとに、まずは先進7市町の条例を比較いただきながら、先ずこの見出し項目が生駒市として必要かどうかを検討いただき、必要であるとなった場合、生駒市としての考え方について、条例化の際の想定案文の例示をもとに、事務局案として各項目ごとに考え方、いわゆる基本構想の案を提案させていただき、その事務局案をベースに御議論いただきたいと考えております。

例えば、(1)のまちづくり参画の権利という検討項目につきましては、ニセコ町の第10条、まちづくりに参加する権利の規定から篠山市の第10条、市民の権

利及び責務並びに第11条、子どもがまちづくりに参画する権利までの、7市町の事例を参考に、次のページの生駒市としての考え方の欄の条例化の際の想定案文として、市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する旨を例示しており、この例示をベースにまちづくり参画の権利についての考え方としては、太字のゴシック体で記載しております、「まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定する。」という表現で基本構想案とすることを記載しております。

委員の皆様方におかれましては、ただいま申し上げました各市町の条例を参考にした生駒市としての考え方の例示に基づく太字のゴシック体の基本構想案につきまして、本日は、(1)のまちづくり参画の権利、(2)のまちづくりに関する自治体の責務、(3)のまちづくりに関する住民の責務、(4)の参画の原則の4項目につきまして、順次御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

案件2の当部会の検討事項についての説明は以上でございます。

< 部会長 >

ただいまの説明に関しまして何かご質問ございますでしょうか。今の説明が4項目の進め方のペースになりますので、その進め方でよろしいでしょうか。

それでは、一つ目のまちづくりの参画の権利について、ということについてご審議いただきたいと思えます。自由にご発言ください。

< 上埜委員 >

まちづくりの参画の権利とありますが、市民、住民は一緒だと思いますが、ここでは住民とかいろいろありますが、市民が主体となって参画するというのは、考えてみれば、市長さんをはじめ議員さんがいらっしゃいますね。こ

れも何人かの代表として参加されるのですが、一人として参加するのか、市民として参加するのか、代表として参加するのか、その辺がもう一つ自分としてははっきりしない。議員さんであれば、例えば市民の代表としての立場があり、われわれと一緒に一人の市民として参加するのか、その辺を整理したほうがよいのでは。参画するとき、赤ちゃんからお年寄りまでおられますね、市民は。ここに書いているように、20歳以上とか、ある程度、制限、枠を決めた内容の市民を設定する必要があるのでは？

< 部会長 >

今の質問は広報広聴部会が担当してくれている用語の定義に関連していると思いますが、そこでは市民の定義はやってくれるのでしょうか？

< 事務局 >

広報広聴部会の用語の定義のところ、例示といたしまして、市民、市、参画、協働、この4つの言葉を、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な用語になるだろうということで、定義をしていただくという方向での基本構想案となっています。その中で、市民につきましては、例示の中の案文ですが、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう、ということで特に年齢等の制限は設けるということは考えておられません、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものということで定義をさせていただく方向で考えております。

< 部会長 >

上埜さんの質問はごもったな事で、ここで言っている市民の概念の中に、個人

及び集団の考え方はどうなのかということと、市内の住民票があるもののみを指すのか、通勤通学者も入るのか、在住外国人も入るのか、それらのカテゴリーも含めるといふことでいいですか。事業者も含めると、法人市民も入りますもんね。当然商工会議所、株式会社も市民ですよ。だから法人を代表する、あるいは集団を代表するものはそれも市民の概念だという理解でいいですね。

< 事務局 >

そうです。

< 津田委員 >

そうしますと、ずっと後のほうに投票条例とかでできますが、投票権との整合性も図る必要があるのではないかと。

< 事務局 >

その辺につきましては特別な規定になると思いますので、参画のところでは規定しません。

< 部会長 >

住民投票は最後に議論しますが、今しましょうか、簡単に。住民投票条例は常設型の条例規定と包括型というか、一般規定を置いて個別の事案毎に条例をもう一回議会で審議するという、2段構えでする方法があります。そっちのほうが多いですね。例えば豊中市の事例でいいますと、満18歳以上の在住者のうち、住民票を有するもの、又は在住外国人を原則とする。ただし、事案によっては、子ども、例えば高校生くらいから中学生を対象とする場合もあります。だから、普通の国民投票とは違う。外国人も入っている、18歳以上も入っている、

というのが包括的に規定されている。事柄によってはもっと下げるとか決めています。そうしないと、市民というのは0歳から入りますので。また、住民投票条例を定めるときに、その辺りを議論したらいいと思います。ここで言っている市民の定義を定めたら、すべてにおいて全部それでいくわけですが、個々に一つつそのうち制限したり、範囲を変えたりするのはやります。

< 津田委員 >

ここの中心的なニュアンスとしては、まちづくりに参画できることが可能な人を多く定義することを明確にすることでいいですか。

< 事務局 >

そうですね。

(1) まちづくり参画の権利

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

何かご意見はありますか？

< 金谷委員 >

生駒市の分は、市民はまちづくりの主体であり、まちづくりに参画するとなっておりますが、参画する前に、宝塚市のように市の保有する情報を知る権利、情報がなければ市民の参画が難しいので、情報というのを入れてはどうか。

< 部会長 >

そのあたりはどうでしょうか。広報広聴部会で情報共有・公開の原則を議論されているはずですが、ここでもう一度再掲しますか。再掲せずとも情報共有・公開の原則で原則が書かれているから当然という答えにしますか。

< 事務局 >

広報広聴部会の方で議論しますので、そちらの方で対応したいと思います。

< 部会長 >

なくても、心配ないということですね。原則でちゃんと支えているから。それでは、改めて私のほうからキーワードを提示し、ご確認・ご議論をいただきたいと思いますが、参加と参画は違うというとは認識いただけますでしょうか。これは、行政原案でも意識されてますよね。あえて参画ということを生駒の場合は踏み込んでいますよね。まちづくり参画の権利となっていますから。参加はあくまで、プロセスの一部に関わることでしかないですけど、参画となると、計画段階、意思形成段階あるいは決定段階にまで、市民の関わりの回路が開かれてくるわけですから、市民側の責任も大きくなってきますけど。

< 金谷委員 >

その点で情報の共有が必要となってくるので、それを謳っておかないと、その参画という意味がすんなりするのではないかなと思います。

< 部会長 >

それは、全体案文が決まったときにもう一度検討しましょうか。むしろくだくだしいという可能性もありますから、へたにたくさん丁寧にいれると。だからご

懸念のことが払拭できるまで全体の構想が固まったときに、もう一度その部分につきましては比較するという事でいきましょう。

情報の共有ということが出ましたが、他部会のことですが、情報の共有と公開とは違うということは認識いただいておりますでしょうか。情報の公開は市民側がアクセスしたら公開しましょうかということですが、情報の共有は、何かことを行うときに、行政が保有している情報と関わってくださる市民との情報をオープンにするということです。イコールにする努力をしなければならないということです。情報提供し、認識してもらおう責任を行政は有するとのこと。これはきつい規定ですよ、共有は。

< 事務局 >

宝塚市だけですね、情報の提供というのは。生駒市が考えているのは、調査部会のほうで公開という項目を入れたいということです。

< 部会長 >

参考に言いますけど、後にできた条例ほど細やかで、精密になってくるという有利さがあります。ニセコ町が一番先にできたというのは間違いであって、ここに載っているニセコ町の条例は全面改訂後の条例です。他の自治体の知恵をあとから加えて改定しております。実はニセコ町の条例は、非常に簡単で実は自治基本条例でないです。行政基本条例です。議会の規定が入ってませんので。ですから、雑駁な条例でありますので、あんまり参考になりません。並べ方は古い順番になっていきますけど、ニセコ町だけは修正後ですので、古い順番になっていません。宝塚市は理念条例です。生野町は日本で最初の自治基本条例で、議会の規定が入っていますが、条文数はさほど多くないです。多摩市も精密な規定をしていますが、先発ですので骨格はしっかりしていますが条文としてはさほど長くない。

伊賀市は住民自治に関する規定が非常に細やかに詳しく 20 か条近くあります。名張市は伊賀市より簡単ですが、かなり詳しい。篠山市と名張市は大体条文数は同等ですかね。

それでは、もう一度キーワードに関して確認していきませんが、まちづくりという言葉はこのままでよろしいでしょうか。これは非常に使いやすい言葉ですが、ややこしくなるときもあります。生駒市としての考え方、基本構想素案となりますが、もう一度読みます。まちづくりの主体は市民であり、この市民の定義は別でできます。すべての市民は、ですから外国人、内国人、障がいのあるなし、年齢に関わらず、経済的環境に関係なしに、法人、市民も含むという意味での市民は、まちづくりに参画する権利があることを規定する。ということで、仮了解ということで前に進みましょう。終わってから全体を見回してからご意見をいただきたいと思います。

(2)まちづくりに関する自治体の責務

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

ここに関して少し整理をしたほうが良いと思いますのは、事務局からご紹介ありましたように、執行機関としての市長の責務の中に、まちづくりに関する責務を入れてしまうというやり方と、団体責任、つまり市議会も含めた市全体としての責任とする、という謳い方と2通り出ているということです。市長はとか町長はとかというのは行政責任ですね。ところが、市となりますと、議会も含めた自治体全体としての責任となります。参考までに生駒市は例示では市はとしますもので、団体責任をやられたいとのことですね。長の責任というのは別のところで掲げますが、それはまちづくりに協力するのはあたりまえのことということですね。

何か意見等ありますでしょうか。

< 津田委員 >

基本構想案での2つ目のマネジメントサイクルという言葉が理解いただけるか。例示の文章のほうが分かりやすいと思う。

< 事務局 >

ご意見としてごもっともですが、あくまでも条例案を想定した例示となっていますので、抽象的な表現で基本構想案とさせていただきました。

< 部会長 >

いまのご意見貴重だと思うのは、マネジメントサイクルは経営用語ですから、市民からみたら分かりにくい。だから、行政運営の立案あるいは決定、実施、評価、修正等の各段階において市民参画について規定するとすれば分かりやすいのでは。

< 津田委員 >

マネジメントサイクルというのはちょっと分かりにくい。それと、基本構想案では、外国人、若年者、障害者などとは入っているんですけど、もっと色々な人がいますよね。そのときにどの文言を入れるのが微妙であると思います。

< 部会長 >

例示のほうは、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境ということで、この中に障がいのある、ない、同和問題とか全部ここに入ってきますよね。

< 津田委員 >

例示の文章のほうが、理解しやすい。

< 金谷委員 >

その後にも多様な主体と入っているからそれでいいのではないかと思う。マネジメントサイクルというのは文言的に難しいと思う。

< 部会長 >

基本構想案の上のほうは、障がい者などの後に多様な主体への配慮と入れたらもう少し生きてくるのでないか。下の行政運営のというところは、例示の企画立案・実施及び評価の各段階にというのをそのまま使えば。

< 津田委員 >

ここの文章として、納得できるものでなかったら問い合わせがくると思うので、誰が読もうがある程度意味が分かるようにしたほうがよい。

< 日高委員 >

分かりやすい言葉で書くのが大事では。できるだけ、日本語で書いてもらえば。

< 金谷委員 >

法律にこだわって文章を固苦しく、難しくしてしまったら、今度は市民が理解できるか。市民サイドに立った文章を書かなければ。

< 部会長 >

ですから、まちづくりに参画する権利は例示のほうが短くて、基本構想案のほうが長い。こちらのほうは例示のほうが長くて、基本構想案のほうが短い。ですから、例示を基本構想案そのままにして、ならないとかという言葉や、などの規定をいれますとかにしたらどうですか。例示と基本構想案が近くてもいいわけですから。

< 事務局 >

そうしますと、まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めるとともにまでを置いて、その後を例示の後半部分の国籍、民族～に関わらず多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、としたらいいでしょうか。

< 部会長 >

そうですね。それで、マネジメントサイクルも、例示の文章とそのままブロックのまま抜いてしまう。

< 事務局 >

そうしましたら、マネジメントサイクルのところも、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に改めるということによろしいでしょうか。

< 部会長 >

そうですね、そのほうが分かりやすい。

執行機関としての市長などの責務とか謳う必要は、調査部会で長の責務が出てきますので、私はないと思います。生駒市は自治体の責務として、団体の責務

として出しておくのが望ましいと思うので、これは団体責任として書くということで、ここの部会で確認したほうがいいと思いますがどうでしょうか。特に意見がないようですので、これで原案どおりで行きたいと思います。

< 三林委員 >

伊賀市の場合は、まちづくりに参加する権利のところでも、市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境にかかわらず、という文章を入れてまして、まちづくりに関する自治体の責務のところでも、同じように入れていますが、生駒市の場合は、まちづくりに関する自治体の責務のところだけ入っていますが、どう考えたらよいでしょうか。

< 部会長 >

伊賀市は少しくどいですかね。できるだけ言葉は短くしたほうが皆に分かりやすくなると思います。同じ事を表と裏、権利と義務のところの規定するのは無駄だと制定技術上は言われます。

< 三林委員 >

国籍等の条項をまちづくりに参加する権利のところではなく、まちづくりに関する自治体の責務のところに入れるのがよいのでしょうか。

< 部会長 >

自治体の責務と言うには、まだ少し問題があります。例えば、市議会議員選挙の参政権としての国民的議論が固まっていませんね。そういうところも含めて、自治体の責任として条例で規定しても有効性はないわけですよ。事実上、人権という面に関しては、自治体責任だと思いますが、具体のまちづくりにおける責

任というのは強めて書いておかないと、現実にコミュニティなどを設けるまちづくり活動を行ったときに、外国人だからだまっておいてとか、障がい者はちょっと引っ込んだりとか出てきかねない現実もあるので、そういったのを抑えるためにやってるわけですね。少しその幅を狭める訳でないですけど、ターゲットを当てていきながら大事なところを抑えていこうという考え方です。

< 津田委員 >

確認ですがよろしいでしょうか。まちづくりの後に人づくりと出てきていますが、人づくりというのはまちづくりをする人を想定しているのでしょうか。

< 部会長 >

担い手という意味でしょう。

用語の意義のところでもまちづくりは議論はされたでしょうか。広報広聴部会でやっていないですか。広報広聴部会でやっていただけないですかとお願いすることも可能ですが、決断が要りますね。あえて具体的に議論せずに皆が使えるまちづくりという言葉そのままだイメージとして残しておくやり方と、まちづくりはこれを指しますとはっきり言う方法と。まあ、それは後ほど議論しましょうか。とりあえずまちづくりという言葉を使うことで進めましょう。

< 事務局 >

よく使う言葉で、概念的には分かるのですが、難しいですね。

< 日高委員 >

規定しないほうが、それぞれの持っているイメージのまちづくりとして、幅が広がると思います。

< 金谷委員 >

まちづくりというのであれば、3つの部会がありますが、もう一度全体会のところでもう一度議論したほうがいいと思います

< 部会長 >

分かりました。ですが、人づくりのほうが具体性がありますよね。これ今までどうしていたかというと、人材育成とか言っていました。堅苦しい言い方だと思う方もいるかも知れませんね。

< 津田委員 >

まちづくりというのは主体的にも取り組んでいる感じがしますが、人づくりというのは自発的な人もいるのですが、教育なり、していくというニュアンスがあるような感じがする。その時に一体誰がどういうふうに誰をやっていくんだというニュアンスが残ってくる。一方で自主性と言いながら、一方で押し付けているという感じがする。

< 部会長 >

自立的か他律的かということですね。

< 安藤 >

人づくりはリーダーのことですか。

< 部会長 >

リーダーもそうですし、ボランティアもそうですし、NPOの一員もそうですし、自治会の役員、会員も全部、人ですね。そういう集団、個人両方含めて人づくり

と言っていますね。

< 安藤委員 >

一人ひとりが意識を持っていてもまとまらなければ意味がないので、そういう意味でリーダーを作ることが必要なのではないか。

< 部会長 >

人づくりという言葉はリーダー育成というニュアンスが強いです。まちづくりも人づくりも現実には自己啓発、自己教育というか、まちづくりも自分たちで自分たちのまちを育てるといふ、まち育てという言い方に変わったりもしますし、だから無理やり外から圧力をかけて育てるといふものではない。自分で育つといふことを応援していくといふこともニュアンスとしてありますよね。だからいい言葉だと思います。余談ですが、英語の development という言葉がそうなんですよね。他動詞として使うと無理やり開発するといふ意味といふことになりますけど、自動詞として使うときは自立的に発展するといふ意味になる。だから、自動詞としての意味と他動詞としての意味としてありますから、まちづくりも人づくりも他動詞的なまちづくりと自動詞的なまちづくりと両方含まれているかなと思います。

< 日高委員 >

自分育て的な意味もありますよね。

< 部会長 >

最近そこから出てきたのは、まち育てという言葉ですよね。

< 事務局 >

リーダーを育てるとかという言葉ですと、上から言っているような感じがする。人づくりというのはまちづくりに関心を持ったいただく。そういった人たちも人づくりに入ってくるのではないかと思います。そうなるためには、市民公募とかで行政に関心をもっていただくようにしていくのも市の役割でないかと思います。

< 部会長 >

それでは、まちづくりに関する住民の責務についてご説明ください。

(3) まちづくりに関する住民の責務

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

生駒市案は篠山市と同じですよ。これについてご意見いただきたいと思えます。

一つは発言及び行動とする自治体はかなりありますが、発言も行動に含まれるとしているのが篠山市ですよ。

< 津田委員 >

先ほどから話しが出ています中で、市の規定の中の文章の中で分かるようにしたらいいと思いますが、基本構想案の中のはっきり市民も議会や市とともにまちづくりの主体といったほうが、まちづくりをやっているのは市民だけでなく、議会も市もやっているという認識をはっきりしたほうがいいと思います。それから先ほど先生言われましたが、自らの発言や行動というところで、発言も行動に入れるのかということにもなってきますが、発言を例えば人の話を聞いて意見を変え

るときだってあるわけでわけですよ。そしたら、途中で意見を出したらいけないのかとなってくるわけですよ、非常にナーバスな話ですが。やっていることは非常にいいことだと思うので、文章がひっかかるところが出てきて、読んでる人が曲がってとれえられないかなという思いがあります。だから発言を入れてしまうと違う意見をいったら駄目なのかという感じがする。

< 部会長 >

自己犠牲を強いることになりかねないと。多分、発言という言葉を入れているのは、個人攻撃するとか、対立意見に対して暴力的なことはしないようにしましょうね、ということですね。人権侵害とか。生駒市民はそこまでしないとの判断であれば入れる必要はないであろうと。発言も行動の内であろうということで、あえて発言を入れなくてもよいだろうと思います。反対意見言うことは許されるわけですので。

< 三林委員 >

基本構想案のところに自らの発言が入ってますが、発言を含むにしたらどうですか。

< 部会長 >

基本構想案は、条文の説明ですから、発言を含むにしておいて、条文は責任ある行動でいってるわけでしょう。

< 事務局 >

市民も議会や市とともにまちづくりの主体であるでいいますと、一番最初の、まちづくりの主体は市民であると、と整合性が取れないのかと思います。また、

こっちが条文勝手に作っても、市民の理解等が得られないと思いますし、そのあたり部会長はあちこちで条例を作っておられますが、どうでしょうか。

< 部会長 >

まちづくりの定義に戻ってしまいますが、名張市は自治の主体者であることと、その自治を住民サイドで実現することをまちづくりとしてイメージしています。篠山市はまちづくりが自治そのものをイメージしております。その違いがあります。

地方自治は団体自治と住民自治とで構成されますよね。団体自治は市役所が担う自治と議会がそれを審議する、つまり議会及び行政が分担するのが団体自治ですよね。そのほかに地域のことは地域でやりましょう、市民社会の課題は市民で解消しましょう、というのも市民自治ですよね。その2つが、市民自治領域と団体自治領域があって、その市民自治領域のところをまちづくりと言うんですよとしているのが名張市型です。団体自治も含めてまちづくりですよとしているのが篠山市型ですよね。

生駒市の場合でいきますと、市民も議会も市もまちづくりの主体だっていったら自治の主体ということになってしまいます。三者均等に。そこをもう一度検討する必要があります、名張市型でいくのか篠山市型でいくのか。つまり、駅前再開発とか広域的な都市計画も含めてまちづくりですと言ってしまうと、地方自治そのものになってしまいます。まちづくりに参画する責任がありますよ、義務がありますよという場合には、地域自治とかコミュニティ自治とかNPO型の市民公益活動に関わる責任がありますよ、というところに基本をおくのか。あるいは、行政経営にまで、評価委員として、公募委員として参画しなさいよと、その責任がありますよというところまで踏み込んでいくのか。それで判断したほうがいいのか。ここでいうまちづくりというのは、住民自治サイドのまちづくりと

考えたほうがいいのか。そのほうは住民にとっては理解しやすい。団体自治における住民参加は、行政評価への市民参加、監査への市民参加とか、そういう制度を用意することで、市民統制は働くから、それをまちづくりというより、むしろ行政経営への市民参画という制度があれば問題ないと思います。議会や市ははずしていいと思います。これを入れると地方自治全部になってしまう。

< 金谷委員 >

まちづくりに関する住民の責務ということなので、住民自治に焦点をあててやったほうが分かりやすいと思う。

< 上埜委員 >

市の都市計画は団体自治に入るんですか？

< 部会長 >

都市計画決定は団体自治です。

< 上埜委員 >

そうしたら、住民自治は都市計画決定までは及ばないのか？

< 部会長 >

都市計画決定に至るプロセスまでその意見を反映することは可能です。住民自治を反映できる都市計画もあります。早く言えば、自警消防団は住民自治ですが、科学消防とか特殊消防とかは団体自治です。消防軍団というのは住民自治なんですよね。

< 津田委員 >

ここの段階で文章を見たりしていると、議会とか入れないほうが分かりやすいかと思ってきたのですが、他の文章で協働のまちづくりとか出てきていますが、それは想定としては行政と住民というのはあると思います。ですから、どこかの項目で議会と行政とを含めてのまちづくりが入っていればここで抜けていてもよいのではないのでしょうか。

< 部会長 >

定義の仕方はどちらでも構わないです。篠山市型は篠山市全体の自治、自治体も含めて全部がまちづくりのそのものの推進規範であり、担い手であるという定義の仕方は間違いでない。調査部会における条例制定手続き、総合計画策定、行政手続、そういったところまで含めてきちんと定義したときに、当然そこには住民の参画の権利は入ってきます。だから、団体自治への住民の参画と協働の権利というのはそこで実現されるわけでしょう。だから、あまり実害はないと思います、まちづくりを住民自治と理解しても。

ここの部分はペンディングにして、参画の原則とあわせて考えたらもう少しシャープとなってくるのでは。なぜ参画の原則は語られるのか、その参画は何への参画なのかを吟味すれば、仕分けできるのでは。

それでは、4つ目の参画の原則へ進みましょう。

(4)参画の原則

< 事務局 > 検討資料読み上げ。

< 部会長 >

前のまちづくりに関する住民の責務の名張市と篠山市に注目してください。名

張市の第5条は市民の役割と責務で、市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、となっていますね。篠山市は一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、となっています。これに対して、参画の原則で名張市を見てみます。市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとするとなっています。参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。ですから、これはまちづくりでなく、自治として定義している。篠山市も市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進するとなっていますから、篠山市は団体自治も住民自治も全部まちづくりと定義している。名張市、伊賀市は自治というのは全体のこと、まちづくりとは住民自治とのこと、と分けているのがよく分かりますよね。これは篠山市型であろうが、生駒市型であろうが、実害はないです。なぜかというと、調査部会のほうでやってくれている、行政への参画システムが保障されていくわけですし、それから住民自治の定義も後ほどやりますから、まちづくりというのは団体自治への市民参画も入りますよ、住民自治に行政の協力も必要なんですよということ定義しておいて、住民自治そのものに関する原則、住民自治に関する自治体の役割、住民自治に関する住民の役割と、きちんとやるわけですから、住民自治は。だから、住民自治、団体自治あわせてまちづくりですと言っても実害は今のところはない。ただ、まちづくりという言葉はどこまで含めて使うかは問題になりますね。

< 安藤委員 >

最近、行政と市民が協働でやっていくのが定義となっていますから、行政だけではできないこともあるし、市民だけでもできないこともありますから、協働でやっていく形が理想だと思います。

< 部会長 >

全体をずっーとやっていく中でまちづくりというのが見えてくるのと違いますか？次はコミュニティをやっていくわけでしょう。住民自治を議論してから。その段階で決着していきましょうか。

参画の原則ですが、今のところ篠山市型ですが、基本構想案の説明のほうが上手く出来ていますね。市民が市政に参画する機会を保障するとともに、団体自治に対する住民参画ですね。お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合い、まちづくりに取り組むことを規定する。全体の自治に取り組む。協働の定義はどこかでできますか？

< 事務局 >

用語の意義のところから出てきます。市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいうとしています。

< 部会長 >

その定義で間違いは無いでしょうね。単なる協力でなく、共同生産なんです。

< 安藤委員 >

協働といっても、パートナーシップって言われますけど、パートナーというのはお互いに同じ力であってこそ、パートナーシップだと思うんですが、今までは官主導で市民がお手伝いするということがあったが、本当の協働という対等の形でもっていくために、この条例は必要となってくると思います。

< 部会長 >

そうですね。だから精神としては間違っていないということをご了解いただいていますでしょうか。参画と協働によるまちづくりを推進するということは。まだまちづくりの範囲はどこまでというのはペンディングですが。

では、生駒市の例示としては暫定了解ということにしましょうか。

参画と協働というのは住民が団体自治に参加する。行政が住民の地域の経営にも協力するのが参画です。相互に参画することが協働です。参加でなく参画ですから意思形成過程、何が課題なのだろうか、どういうことが問題なのだろうか、ということも含めて皆で議論しましょうか、というところから含めて関わらないと参画にならない。決めるのは行政、予算決定するのも行政、やるのは市民、評価するのも中止するのも行政、そういうのをアライ市民参加と言っているんでしょう。どうせなら最初から参加させてくださいということですね。意見通る、通らない別にして言わしてくださいということですね。一人の人間が、意思形成過程から決定、実行、評価、修正まで全部関わる必要はないですけど、そのプロセス全部が市民に開かれていること、それを参画と言います。地域社会経営にも行政は参画しなければなりません。あなた方のことはあなた方でご自由にとというのは駄目なわけで、あそこは少し弱いなということであれば、エンパワーメントにいかうか、私も市民だと行政職員が入っていくことが参画ですよ。そうすると、パートナーシップが生まれ、協働ができてくる。

ついでに言いますと協働というのは3つありまして、政府責任領域の協働と、民間責任の協働とあります。政府責任に対する民間からの協働、これは昔からありまして、委託事業です。政府の力ではできません、専門性ありません、それだけ人材がいてません。ということで、委託・請負となる。本来では、生駒市役所であっても、生駒市職員自身が建築技師、設計士等になって、やっていかなければならないが、そういうわけにいかないのが会社に頼むが、これが委託・請負と

なる。反対に政府側から民間に対して協働するというのは、民間の責任ですけど、自治会に全部押し付けできない、とても人材がない、そしたら人材育成のために頑張って啓発してくださいということで補助金を出す。これが政府がやる民間への協働です。問題は真ん中のグレーゾーンです。今、一体どっちか分からない事件が起きていますが、何でもかんでも政府の責任という時代はもう終わりました。両方一緒に考えていかなければならない、これが新しい公と言われる、それも一緒になって考えましょうというのが協働です。予算で言えば分担金、負担金で出すのがそれです。生駒で市民まつりやってますよね。それは行政責任と違いますよね。別に役所がしなくてもいい仕事であり、地方自治法上何の義務もない。でも役所が手を引いたらまつり壊れるかもしれない。ですから、民間との共同責任です。市民まつりとかは新しい公です。

これからは、地域の個性・特性に合わせた新しい型がどんどんできてきますが、法律にないからしません、市民活動とか言われてもよく担わないとか言っていたら、両方とも放り出していたら、その谷間に挟まれて、穴が大きくなってえらい目にあう人が増えてきたり、事態が悪化することもあります。それを防ぐ、もっとちゃんとやっていく、お互いの歩みでやっていくという世界が協働ですよね。そういうこともイメージして、協働という言葉を実義してほしいと思います。

< 河南委員 >

元に戻ってしましますが、市民自治条例か市民まちづくり条例か、名前はどちらになるのでしょうか？

< 部会長 >

自治基本条例です。

< 事務局 >

この前の調査部会でもそういう話になりまして議論になりましたが、調査部会だけでは決めれないので、全体の今後の議論の中で全体会で正式名称を考えていくことになりました。調査部会では基本条例ということで名称を使うという形になっております。

< 部会長 >

自治そのものをまちづくりとくくるのか、住民自治をまちづくりとくくるのか、そっちの場合は行政責任の世界に市民参画、公開、評価というコントロールをかけていきますよということで担保する設計になりますよね。そういう仕分けをもう少ししていかなければならないのかなという気はします。

自治基本条例といった場合は、まちづくりを住民自治として定義しているケースが多い。まちづくり条例は、まちづくりは全部自治といているケースが多い。だからまちづくりの中に行政運営、住民自治もありますよという仕分けになりますよね、まちづくりを全部自治と言ってしまったら。これについては、幹事会で協議します。大きな問題の様に見えるが、どちらでもいい問題であると思います。要するに住民の責任とか権利とか行政運営に関する住民の参画の権利とか具体的手続きを規定するほうが大事な話であって、どっちに定義しても実害はないようにすればいいだけですから。ただ、他部会と整合性を保つために幹事会でまちづくりの範囲を決めましょう。

参画の原則の書き方はこのような書き方ですが、何かご意見ありますでしょうか？基本構想案は書き直してもらいますが。

参画と協働の原則にしなかったのは何か理由はありましたか？本文には入っていますが。

< 事務局 >

特に意図はないですが、基本構想案も部会長おっしゃたように、前段に参画が入っていますので、後段のお互いの立場や特性を尊重しながら協力し合い、まちづくりに取り組むという部分を協働して、まちづくりに取り組むとするのはいかがでしょうか。

< 部会長 >

これについても、参画と協働の原則にしてもおかしくないということですね。

< 事務局 >

そうですね。

< 部会長 >

そしたら、そうしましょう。

今まで、4項目見てきましたが、何かご意見ありましたらおっしゃってください。

< 三林委員 >

(3)の住民の責務ですが、条例は短い方がよいとおっしゃていましたが、多摩市であれば市民は権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するというのを入れたらいいと思うんですが。まちづくりを主体的に考えていく上で、これをきちんと頭に入れて行動するのが大事だと思いますので。

< 部会長 >

皆さんの合意があればいいと思いますが。

先ほど私が言ったのは、権利で規定したことは、また義務で課す必要はないと

ということですから、これは新たな努力義務を課すことですから、問題はないです。
他にご意見ございますでしょうか。そしたら皆さんお願いします。

< 日高委員 >

言葉は分かりやすくして欲しいと思います。事務局は試行錯誤しながら考えて
いただいている気持ち・努力は伝わってきます。また、一人ひとりが対等に、イ
ーブンに協働にということを確認できたらと思います。

< 金谷委員 >

議会の位置づけはここでできないのか？

< 部会長 >

それは調査部会で定義します。

< 安藤委員 >

一般市民に分かりやすく、やらされている感がなく、主体的に関わっていける
ような条例ができた後、まちづくりというのに役立っていく、執行力のある条例
になっていった欲しい。

< 津田委員 >

実際にいきいきとした生駒市となっていくようなイメージを膨らませながら、
条例ができた後、行動が即起こっていくような形ができていればと思います。今
からわくわくしています。

< 三林委員 >

自分の団体にこの話をしているのですが、非常に関心、反響が高く、生駒市民の期待も高いと思いますので、いい条例になったらいいと思います。

< 上埜委員 >

文章ではっきり読んだら分かるというふうにしたらいいと思う。今までの部分では大体いけていると思います。

< 河南委員 >

例示の文章で、概ね賛成です。一番最後の議論にもありましたが、全体的なまちづくりのイメージを今日まで持っていました。今、行政の職員の条例作るために、色々苦心されていると思いますが、これは人づくりだと思います。公務員の人の人づくりは特に大事だと思います。

< 乾委員 >

文章一つにしても、受け入れやすい文章、分かりやすい表現をして欲しい。

< 今西委員 >

技術的に苦心されていると思いますが、分かりやすくということと、これができた暁には市がさらに発展していくことと思っています。

< 部会長 >

ありがとうございました。最後に、まちづくりのことで、概念の混乱を招いたかも知れませんが、実害はありません。団体自治に関する市民参画、公開、協働の定義もしていくわけですし、地域コミュニティ、課題別自治のNPO活動も行政

の参画と協働が支援制度として入ってくるわけでしょう、当然。相互乗り入れなんです。だから実害はないです。それがまちづくりという言葉で、みんなのまちをみんなで作っていかうという時に、何々自治会エリアのまちをつくっていくのもまちづくりであるし、生駒市のまちをみんなで作っていくのもまちづくりであるし、要はみんなが参加してまちをつくっていくというエネルギーを結集していけるような書き方であれば、あとは個別の制度をどれだけ整備するかの問題であるので、あまり心配されずに意見をどんどんおっしゃってください。

次回も4項目位議論いただいて、先に進めていきましょう。概念定義が条文の前にあるために、概念定義をしなければ一切前に進まないという法律学的議論は好きでない。現場を理論化することが大事だと思っていますので、生駒的現場から、生駒的现实から概念を作っていきます。

今日はありがとうございました。